

令和8年度 校内生活のきまり

目黒区立目黒西中学校の前身となる、旧第八中学校および旧第十一中学校の生徒たちが主体となって話し合いを重ね、令和7年度の開校にあたり、次の【**私たちの指針**】を立ち上げました。

①挑戦する ②楽しむ ③尊重する

本紙「校内生活のきまり」は、本校の教育目標を踏まえ、生徒一人一人が安心・安全な生活環境の下、【**私たちの指針**】の実現に向けて取り組めるよう、定められました。

- 登校時刻**
 - ・ **8時00分～8時15分**に登校する（遅刻や欠席の場合は保護者が事前に連絡する）。
 - ・ **8時20分までに着席し、朝の活動を始める。**
 - ・ 登校後は外出してはいけない（忘れ物を取りに家に戻る等）。
- 遅刻**
 - ・ 8時25分のチャイムが鳴ったときに自分の席についていない者は遅刻。
 - ・ 月曜日に朝礼がある場合は、8時20分までに廊下整列、体育館へ移動。体育館で8時25分に出欠席の確認を行う。
 - ・ 朝学活以降登校してきた場合は、一度職員室に報告に行ってから教室に向う。
- 下校**
 - ・ 部活動等の活動がない場合は学活、清掃後下校。正門付近を含む下校ルートの途中で、複数人で立ち止まっておしゃべり等しない。
 - ・ 下校時刻は15時20分
 - ・ **部活動最終下校は17時30分【通年】**
- 部活動**
 - ・ **部活動のための再登校は原則行わない。**
 - ・ 職員会議と部活動の時間が重複する場合は、生徒は各部活動の顧問の先生の指示の下、監督の大人がいる状況においてのみ残留し、待機もしくは活動することができる（待機場所は図書室や各教室等のうち指示された場所に限り、正当な理由がない限り、部屋の外に出てはいけない）。
- 上履き**
 - ・ 各学年色の上履きを使用する。
 - ・ 上履きを忘れた場合は職員室で先生の許可を受けて（生徒手帳と交換）サンダルを借り下校時に戻す（スリッパは使用しない）。
 - ・ 上履きのまま校舎外や人工芝の上には出ない。
- 下履き**
 - ・ 通学靴は体育の授業に適した中学生らしい運動靴とする（革靴は不可）。
- 頭髪等**
 - ・ 各自が考え、中学生として違和感のない髪型にする（いたずらに流行を追わない）。
 - ・ 前髪は目にかからない長さ。肩にかかる位の長さの髪は、黒系のゴムで結わく。
 - ・ 加工する事は禁止（ヘアワックスの使用、パーマ、染髪、脱色等）。
 - ・ ヘアピンは黒のアメピン等の《安全管理上、装飾がなく分解できないもの》使用する。
 - ・ 頭髪を含む身体の装飾品、整髪料等はつけない。
 - ・ リップクリームやハンドクリーム、日焼け止め等の使用は**無着色・無香料**に限る。
 - ・ 化粧は禁止（眉毛の加工等も含む）。
- 持ち物**
 - ・ 学習に必要な貴重品（現金など）を持ってきたときは、朝担任に預ける。
 - ・ 学習に必要なもの以外は持ち込まない（スマートフォン等）。
 - ・ 登校したら、リュックから使用する教科書やノートを机の中に入れ、リュックの中身を減らし、机の横にかける際に通行の邪魔にならないようにする。
 - ・ はさみ・カッター等の刃物類の持ち込みは不可。

- 9 **服装**
- ・登下校は標準服に限る（指示があった場合はこの限りではない）。
 - ・[寒い時期]ブレザー、白いYシャツ、スラックス/スカート、ネクタイ/リボン
[暑い時期]学校指定のポロシャツ、スラックス/スカート
 - ・ネクタイ、リボンは第一ボタンを閉めた上、首元で締め、だらりとさせない。
 - ・靴下は白ソックス。くるぶしが出るものは不可。ワンポイント、多少のラインは可。
 - ・スカートの長さはひざが隠れる程度とする（冬季、黒のタイトスの着用可）。
 - ・防寒着のセーター（カーディガン、ベストも可）は、黒・紺・グレーの無地とする（ワンポイントまで可）。
 - ・冬服を着用する際、登下校時は原則ブレザーを着用する。暑く感じた時は各自の判断で脱ぎ着してもよいが、着崩さない（セーター類も同様）。
 - ・コートは黒・紺・グレーを基調とした中学生らしいもの（スクールコート、ダッフルコート、Pコート等）を推奨する。
- 10 **職員室の出入**
- ・ノックをし、自分の名前を言ってから入り口で先生を呼び、用事のある人だけ入る。
 - ・カバンや荷物、防寒着等は廊下に置いて入室する。
- 11 **物の貸し借り**
- ・金銭、学用品（授業で使う教科書等）、体育着等の貸し借りは禁止。
- 12 **あいさつ**
- ・登校時や学校内、下校時には、先生、友達と気持ちの良いあいさつをする。
 - ・校内で、生徒以外の方（先生やお客様）に会ったら進んであいさつをする。
 - ・校外でも地域の方に気持ちのいいあいさつをする。
- 13 **校内の行動**
- ・廊下を走ったり、室内で暴れたり大声を発したりして周囲に迷惑をかけない（職員室前はフォーマルゾーンとなっているので、特に静かに通行する）。
 - ・先生の許可なく空き教室や他の教室に入らない。
 - ・登下校の階段使用は1年：東階段、2・3年：西階段を基本とする。朝礼等では2年生のみ中央階段を使用し、その他学年は登下校時と同じ。授業時の教室移動はこの限りではない。他学年の教室フロアの通行は原則禁止。
 - ・2階西トイレは来賓・保護者・教職員用となるので生徒は使用不可。
 - ・iPadは学習以外の目的で使用しない。
- 14 **生徒手帳**
- ・常に所持して、保護者からの連絡等に使う。→欠席、早退、遅刻等
 - ・ネクタイ、リボン、サンダル等を職員室で借りる時にも使用する（下校時に傘を借りる際は不要、必ず次の日に職員室に返しに来る）。
 - ・万が一紛失した場合は、担任の先生に報告して再発行願をもらう。
- 15 **校外生活**
- ・下校後は、標準服から私服に着替えて行動する（塾や習い事等）。
 - ・交通ルールを守る（環七・目黒通りの横断や自転車の二人乗り等しない）。
 - ・道路において、複数人で横に広がって歩いたり、立ち止まって複数人でおしゃべりをしたりして、地域住民に迷惑をかけない。
 - ・登下校の際は、原則として年度当初に学校に届け出たルートを通る。寄り道や買い食い等をしない（休みの日の部活動も同様）。
 - ・塾等で他校生徒と関わる際は、SNS等の場も含めて西中生徒のうわさ話等しない。
 - ・不審者等や事件・事故に巻き込まれた場合はすぐに警察と学校に報告する。
- 16 **その他**
- ・自転車での登校（再登校）は認めない。
 - ・1年間使用する自分の机・椅子も含め、公共物を大切に扱う。校内で公共物を破損した場合（給食の食器も含む）は、ただちに先生に報告し、破損届を作成・提出する（破損した公共物の全額または一部額の弁済を求める場合もある）。
 - ・特別教室で授業を受ける際、教室に忘れ物をした場合、取りに戻ることが禁止とする。また、教室内でロッカー等に荷物を取りに行くために離席する場合、授業担当の先生に一声かける。
 - ・職員室前の落とし物BOXの中に自分の持ち物を見つけた場合は、必ず先生に申し出る。
 - ・給食の準備時間中は、教科連絡や部活動連絡版を見に行く等のことはしない。
 - ・教科書類は、各教科の先生から許可されたものはロッカーに置いて下校してもよい。
 - ・スマートフォン等の持ち込み・自転車通学等の違反があった場合は、保護者に連絡をして保護者に返却するまで学校保管とする。
 - ・年間を通して水筒の持参を可とする。利用のルールを守る。